

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年3月まで  
② 平成3年1月から同年3月まで

私は、会社を退職（昭和63年1月31日）後、同年2月から個人事業所に勤務したのでA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は郵便局か銀行で毎月か数か月分まとめて納付していた。申立期間①は、申請免除期間とされているが、免除申請を行った記憶は無く、代理人に申請手続を依頼したこともない。申立期間②についても納付書で納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間（申立期間②及び平成23年4月から同年6月までの期間は除く。）に未納は無く、申立期間②は3か月と短期間である。

また、申立人は、納付書が届いたので保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間②前の平成2年4月から同年6月までの保険料については4年5月25日に、2年7月から同年9月までの保険料については4年7月27日に、2年10月から同年12月までの保険料については4年11月26日にそれぞれ過年度納付されていることから、申立人は保険料の未納が生じないように努めていたことがわかるほか、申立人に対して5年1月8日に納付書が作成されており、これは申立期間②についての納付書とみられることから、申立人が申立期間②についても2年4月から同年12月までの保険料と同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、免除申請手続を行った記憶は無く、代理人に申請手続を依

頼したことはないとしているところ、オンライン記録の被保険者記録(免除)欄を見ると、申立人は、「該当/申請平1. 5. 31 始期-終期平1. 4-平2. 3 処理年月日平1. 12. 14」と表示され、平成元年5月31日に免除申請手続が行われ、同年4月から2年3月までの期間について申請免除されたこと、及び公簿上では同居していた母親についても、元年5月31日に免除申請を行ったことが確認できる。母親からは免除申請に係る状況について確認できないものの、A市では、本人又は家族の意思を確認した上で免除申請を受け付け、当該免除申請書に基づきオンライン入力し、その後の事務処理を行っていたとしているところ、同市の申立人の国民年金被保険者の電算記録においても、申立期間①は「申請免除」とされており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無い。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、父親が納付してくれていた。申立期間当時同居していた姉や兄の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、保険料の未納は無い上、申立期間は14か月と比較的短期間である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月1日にA市B区に払い出されており（同年6月28日進達）、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が所持する国民年金手帳には「昭和46年6月17日発行」、申立人に係る同市の被保険者名簿には「届出年月日 46. 6. 17」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は同年6月頃に初めて行われ、この加入手続の際に、資格取得日を20歳到達時である44年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から45年3月までの保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人は、父親が家族の国民年金保険料を納付したとしているところ、i) 申立人の姉及び兄は、いずれも国民年金加入期間に保険料の未納は無いこと、ii) 上記のとおり、加入手続時期（昭和46年6月）を基準とすると、過年度納付することが可能であった申立期間直後の45年4月から46年3月までの保険料が納付されていることから、父親が同様に過年度納付することが可

能であった申立期間のうち、44年4月から45年3月までの保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期（昭和46年6月）を基準とすると、申立期間のうち、44年2月及び同年3月の保険料については、時効により納付することはできない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知厚生年金 事案7075

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月15日まで  
会社名の変更はあったものの、B社からA事業所に引き続いて勤務していたにもかかわらず、昭和50年6月の厚生年金保険の記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人がA事業所及びその関連会社に継続して勤務し（昭和50年6月21日にB社から同事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年7月の記録から、8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和50年7月15日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、i) 同事業所は、法人であること、ii) 申立人と一緒にB社から同事業所に異動した複数の同僚は、「B社から、社員10人以上と一緒に異動したので、申立期間当時、A事業所には、10人以上の社員が勤務していた。」旨証言していること、iii) オンライン記録により、同事業所の新規適用時に14人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の記録が確認できることから、同事業所は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、申立期間はA事業所が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年5月まで  
年金記録を確認したところ、申立期間における標準報酬月額の記録が低額となっていることが分かった。  
しかし、預金通帳で確認できる給与支給額は、記録されている標準報酬月額よりも高額なので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成6年6月29日)より後の同年7月7日付けで、5年11月1日まで遡及して22万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の役員2人及び同僚4人についても、申立人と同様に、平成6年7月7日付け又は同年7月8日付けで、5年8月1日、同年11月1日又は6年4月1日まで遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された預金通帳によると、申立期間におけるA社からの給与振込額は、おおむね35万円から40万円までの間で推移していることから、申立期間当時の申立人の給与額が、当該遡及訂正後の標準報酬月額（22万円）に見合う額まで減額された事情はうかがえない。

これらの事実を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月5日から同年11月1日まで

A社に勤務していた知人に誘われて、同社に入社し、整備の仕事をした。入社当初から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、申立期間について厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日以降の期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間前後に、同社で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚のうち、申立人と同様に雇用保険の被保険者資格取得日が月初の者10人について調査したところ、このうち9人は、雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認できる上、残りの1人も、雇用保険の被保険者資格取得日と同月内に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年11月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主とは連絡が取れず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和44年8月5日から同年10月1日までの期間については、A社の同僚が申立人が何日に入社したのかは不明と証言していることから申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

また、A社の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和45年5月23日から同年8月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月23日、資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から46年3月まで  
② 昭和60年4月21日から61年9月16日まで

申立期間①について、伯母の紹介でA社に入社し、配送の仕事をした。申立期間②について、B社では、厨房の仕事や送迎業務を担当した。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和45年5月23日から同年8月21日までの期間について、A社から提出された人事記録（申立人を含む同社の従業員14人の勤務期間が確認できる台帳）、同社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、当該期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「自分の厚生年金保険の記録は、勤務期間と一致している。当時は、皆が正社員で、アルバイトなど短時間勤務の人はいなかったと思う。」と証言している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記の人事記録において確認できる申立人以外の同僚13人は、いずれも、勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していることから、当時の同社では、全ての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っ

ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和45年3月から同年5月22日までの期間及び同年8月21日から46年3月までの期間については、A社は、「提出した台帳(人事記録)以外には資料が無いため、台帳に記載されていない期間については、申立人が勤務していたか不明。」と回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、上記の複数の同僚からも、当該期間に申立人が勤務していたとする証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、既に死亡している上、申立人は、同社での同僚の名前を記憶しておらず、当該期間に同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間(資格取得者26人)に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月21日から同年7月1日まで  
② 昭和48年7月から50年5月まで

申立期間①について、B社に入社してからA社を退職するまで仕事を辞めたことは無く、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②について、標準報酬月額が低いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、昭和48年6月21日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年7月1日にA社において被保険者資格を取得し、申立人と同様に当該期間の被保険者記録が確認できない同僚8人のうち、1人から提出された給料支払明細書によると、当該同僚は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、上記の同僚8人のうち、複数の同僚が「B社の買収に伴いA社に移ったが、退職したことは無く、自分も申立人も継続して勤務していた。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の給料支払明細書等により推認できる保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成14年3月\*日に破産終結しており、元事業主からは、照会に対する回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社の元取締役は、「いつ頃からは分からないが、A社では、昭和55年頃まで、私を含めて従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、実際の給与支給額よりも低い額で届け出ており、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額を継続的に給与から控除していた。」と証言している。

また、上記同僚から提出された昭和48年7月から54年9月までの給料支払明細書、昭和50年分及び昭和51年分源泉徴収票並びに上記元取締役から提出された昭和51年分及び昭和52年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、48年7月から54年9月までにA社において被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除されていた保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.1倍から約3.3倍であることが確認でき、当該期間当時、同社においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人も多数の同僚と同様に、申立期間②において、少なくともオンライン記録（4万2,000円）の1.1倍相当の標準報酬月額（4万5,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同僚の給料支払明細書等により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書等により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

私が20歳になった頃に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。時期ははっきりしないが、国民年金保険料を納付するようにと通知が届いたので、私は専門学校生で保険料を納付できないことをA社会保険事務所(当時)の職員に説明したが、「大学生はよいが専門学校生は保険料を納付しなさい。」と強い口調で言われたので両親に相談し、母親が納付してくれた。昭和61年頃からアルバイトで収入を得るようになったので、その後の保険料については自分で納付できたが、それまでの未納分は母親が納付してくれた。未納分の保険料額は全部で10万円ぐらいだったと思う。母親は、保険料の納付時期及び納付金額についてははっきり覚えていないが、申立期間当時に父親は、母親から市役所に確認して保険料を納付しなければいけないと言われ、納付したという話を聞いたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、専門学校生で収入が無かったので両親に相談して、母親に保険料を納付してもらったとしているところ、両親は、申立期間の保険料の納付時期、納付回数、納付場所、保険料額等について分からないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年4月24日にB市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、この手続の際に資格取得日を遡って59年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。

このことは、同市の国民年金被保険者名簿の資格取得欄に「59・\*・\*」手帳交付欄に「61・4・10 新規」と記載されていることとも符合しており、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったものの、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿によると申立期間は未納とされている。

さらに、申立期間は過年度納付することが可能であったものの、前述のとおり、申立期間の保険料納付を行ったとする母親は納付方法等について分からないとしていることから、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせるまでの事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から46年3月まで

私が20歳になる頃に、A市役所から国民年金の加入を勧める連絡があり、父親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。また、結婚（昭和40年7月）するまでは、農協の職員が毎月自宅に集金に来て、妹の保険料と一緒に父親が一人当たり300円ぐらいを納付してくれていたのを記憶している。結婚後、私たち夫婦はB市に転居したが私の氏名変更及び夫婦の住所変更についての国民年金に係る手続は夫が同市役所で行ってくれ、夫婦の保険料も毎月納付書により一人当たり700円から800円ぐらいを金融機関で納付していたと思う。C市D区に転居した時も同様に夫が夫婦の国民年金に係る手続を行い、保険料は商売上取引していた銀行の集金人に夫が毎月の納付書を渡し、納付してくれていた。65歳になって、年金の納付記録を見て申立期間の未納を知ったが、申立期間について妹や夫には未納が無いのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に居住していた婚姻（昭和40年7月）までの申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、申立人の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳（昭和36年\*月）から、父親が国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年7月4日にC市D区に払い出されており、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入手続状況から、申立人の国民年金加

入手続は、同年7月から同年8月頃までに初めて行われたものとみられ、その加入手続の際に、資格取得日を遡って36年\*月\*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金保険料検認状況一覧票の記載内容とも符合する。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時国民年金に未加入となり、同市に転居する前のA市及びB市においても申立人の国民年金加入記録は存在しないとしていることから、父親は申立人の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、婚姻後の申立期間の国民年金に係る手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫はB市及びC市D区に転居した際に夫婦の国民年金に係る手続を行い、国民年金保険料を毎月一緒に納付書により納付したとしているものの、i) B市によれば、夫婦が同市に居住していたとする昭和40年度から43年度までの当時の収納方法は、国民年金専門徴収員（嘱託職員）による3か月ごとの印紙検認方式であったとしており、納付書制度は47年度以降としていること、ii) C市D区に転居後の昭和43年12月から46年3月までの期間についても、同市によれば、集金人（国民年金推進員）による3か月ごとの印紙検認方式であったとしており、納付書方式（規則検認）は50年4月以降からとしていることから、夫の記憶とは相違している。

加えて、申立人は、婚姻後の保険料は夫が自身の分と一緒に納付してくれていたとしているところ、夫の国民年金被保険者台帳によれば、A市からE市に住所変更したのは昭和55年3月14日であることが確認でき、A市の夫の国民年金被保険者名簿の納付記録が同年3月までとされていることから、申立人が主張する婚姻後の住所であるB市やC市D区で夫婦一緒に婚姻後の申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月、同年4月、9年12月及び10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月及び同年4月  
② 平成9年12月及び10年1月

申立期間当時は、どちらも会社を退職後次の職に就くまでの期間であった。私は、常々両親から年金の納付義務や重要性を諭されていたため、申立期間①については、平成7年3月又は同年4月にA市役所か同市B地区市民センターで国民年金加入手続を行った。申立期間②については、同市役所で行ったと思う。国民年金保険料については、未納期間とならないように注意して同市役所か同市同地区市民センターで納付書により納付し領収書を受け取った。その際納付した窓口で年金手帳を提出したが納付事実は記載されなかった。13年3月に婚姻手続のため訪れたC市役所年金担当窓口で、被保険者資格及び氏名変更手続申請に併せ、納付記録を確認したところ「納付に漏れは無い。」との回答を得た。さらに、同年6月から同年8月までの間にもう一度確認したところ、「未納期間は無い。」とのことから、記録が適正に管理されているものと判断して領収書を廃棄処分してしまった。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、平成7年3月又は同年4月にA市役所か同市B地区市民センターで国民年金加入手続を行い、申立期間②については、同市役所で行ったとしているところ、その際に、現在所持している厚生年金保険記号番号が記載された制度共通の年金手帳を提出したとしているが、その年金手帳を見ると、加入手続を行った際に新たに払い出される国民年金手帳記号番号の記載は無く、住所欄及び国民年金の記録(1)欄にも記載は無いことから、申立期間の加入手続に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、加入手続後にA市役所か同市B地区市民センターで納付書により納付し領収書を受け取ったとしているところ、保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は基礎年金番号導入（平成9年1月）後の13年2月28日（厚生年金保険被保険者資格喪失日）に初めて国民年金第1号被保険者資格を取得したとされている上、申立人が申立期間当時居住していたとするA市の国民年金被保険者名簿には、申立期間を含む5年\*月（20歳到達時）以降の期間は無資格期間とされており、申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらない上、公簿によると、申立人は婚姻に伴い13年3月1日にC市に転居しており、転居後の同市の国民年金被保険者名簿には、資格取得日は同年2月28日とされ、それ以前の資格記録は無い。このことから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月、同年2月、51年5月から52年3月までの期間及び54年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月及び同年2月  
② 昭和51年5月から52年3月まで  
③ 昭和54年9月から同年12月まで

夫(申立人)は、長女が幼少から障害者手帳の交付を受けていたので、将来の家族の負担や生活の安定を考え、昭和36年当初国民年金の任意加入率が低い中でも、私(申立人の妻)の任意加入手続を行い、夫の離職期間を含めて60歳までの保険料を納めさせてくれた。近所の人から「なぜ奥さんの国民年金保険料を納付するのか。」と言われた時も、自身の将来設計が(近所の人よりも)勝っていると自負していた。そんな夫が国民年金の加入手続等を行わないはずは無いし、申立期間については、私が夫の保険料も納付した。夫の名誉回復のためにも、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が国民年金加入手続を行ったとするものの、申立人は既に死亡していることから、申立人の加入手続状況(年金手帳は無いとしており、その記載内容等を確認できない。)の詳細は不明である。国民年金保険料については、妻が納付したとしているものの、高齢のため聴取することができないことから、申立人の保険料納付状況の詳細も不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申

立期間当時居住していたA町においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実を確認できない。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入となり、妻が申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年8月まで

私は、申立期間以前から勤務していた会社で厚生年金保険に加入したことを知らされていなかったため、病院に入院（80日間）することになった直前の昭和46年7月頃、A市役所窓口で国民健康保険に加入し、同時に国民年金にも加入した。国民年金保険料は、国民健康保険料と合わせて2万から3万円ぐらいを、毎月、同市役所の窓口で納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間のうち、同年6月から47年7月までの厚生年金保険被保険者期間と重複して納付した国民年金保険料14か月分の返還が無いこと、及び申立期間のうち、同年8月の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年7月頃、A市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を国民健康保険料と合わせて2万円から3万円ぐらいを同市役所窓口で、毎月、納付していたとしているものの、申立期間のうち、制度上、国民年金に加入することができない20歳到達時以前に係る同年\*月及び同年\*月の国民年金保険料を納付したとしており、申立人の主張は不合理である。

また、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和47年9月1日として同年10月26日にA市に払い出されており、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得日から、同年12月頃に初めて行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳の記載内容とも符合する。このた

め、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、昭和47年3月以前の検認記録欄は見当たらないこと、同年4月から同年8月までは無資格者とされており、同年9月から同年12月までの保険料は前述の加入手続時期とみられる同年12月25日にまとめて納付され、以降は納付済みとされていることが確認でき、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（同年8月以前は無資格とされ、同年9月から納付とされている。）との齟齬<sup>そご</sup>は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7080

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月頃から34年12月頃まで  
② 昭和39年1月頃から41年12月頃まで  
③ 昭和41年1月頃から42年12月頃まで  
④ 昭和42年1月頃から44年12月頃まで  
⑤ 昭和48年1月頃から49年12月頃まで  
⑥ 昭和50年1月頃から52年12月頃まで  
⑦ 昭和52年1月頃から54年12月頃まで  
⑧ 昭和54年1月頃から56年12月頃まで  
⑨ 昭和55年1月頃から57年12月頃まで  
⑩ 平成元年1月頃から2年12月頃まで  
⑪ 平成2年1月頃から3年6月頃まで  
⑫ 平成3年1月頃から同年12月頃まで  
⑬ 平成4年1月頃から6年12月頃まで  
⑭ 平成12年1月頃から14年12月頃まで  
⑮ 平成15年1月頃から17年12月頃まで

申立期間①から⑮までについて、各事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、昭和40年3月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商業登記簿謄本によると、平成18年3月\*日に解散していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は、昭和31年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期

間のうち、同日以前の期間については適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、当該期間当時のA社の複数の同僚は、「私は、A社で運転手として勤務していたが、申立人が在籍していた記憶は無い。」と証言しており、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、当該期間当時のB社の同僚は、「当時、B社には7人ぐらいが在籍していたと思う。はっきりとは覚えていないが、申立人も在籍していたように思う。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、B社は、昭和39年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち、同日以前の期間については適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社は、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、昭和54年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商業登記簿謄本によると、平成8年6月\*日に解散していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録により、昭和40年9月20日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、「昭和39年後半に入社したと思う。」、「入社したのは、昭和39年8月頃だったと思う。」と証言していることから、当該期間当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況がうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、当該期間後の昭和54年5月1日付けで、当該期間の一部（39年1月から40年3月まで）を含む38年4月から40年3月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、当該期間当時のC社の同僚は、「申立人がC社にいたような覚えがあるが、いつ頃在籍していたかということまでは分からない。」と証言していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社は、「当時の資料等を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料の控除の有無については不明である。」と回答している。

また、当該期間当時のC社の複数の同僚は、当時は従業員自らが厚生年金保険に入るか入らないかを選ぶことができたと思う旨証言していることから、当該期間当時の同社では、全ての社員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同

人を特定できないところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

- 4 申立期間④について、オンライン記録によると、D社は、昭和47年9月8日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、D社は、「当時の資料は残っていないが、会社が社会保険の適用を受けたのが昭和47年9月8日であることから、申立期間④当時は社会保険に加入していない。したがって、当該期間は厚生年金保険料についても控除していないと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和44年6月1日以降の期間については、申立てに係るD社とは別のE社において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できる。

- 5 申立期間⑤について、F社は、「昭和57年の本店移転時に、52年以前の書類を廃棄した。また、当時の社長は既に死亡しているので、申立人のことについては分からない。」と回答している。

また、当該期間当時のF社の複数の同僚は、申立人が勤務していたことを覚えていないと証言しており、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和48年1月8日以前はG社、同年5月1日から同年8月1日まではH社、同年12月15日から49年2月28日まではI社と、申立てに係るF社とは別の事業所において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

- 6 申立期間⑥について、当該期間当時のJ社の同僚は、「はっきりと覚えているわけではないが、当時10人ほどの従業員がいて、その中に申立人もいたような記憶がある。」と証言していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、J社は、昭和50年10月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち、同日以前の期間については適用事業所であった記録が確認できない。

また、J社は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態、厚生年金保険に関する届出、保険料の控除等については分からない。しかし、昭和50年10月3日が社会保険の新規適用日であるため、それ以前は誰も厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

さらに、上記同僚は、「当時、社会保険の加入については、自分で入るか入らないかを選択できたように思う。」と証言している上、他の同僚も、「J社が厚生年金の適用事業所になったのは昭和50年10月だったので、そ

れ以後は厚生年金保険に加入した。しかし、従業員の中には、厚生年金保険に加入しない人もいた。」と証言していることから、当該期間当時のJ社では、全ての社員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況がうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和51年1月6日から同年7月9日までの期間はK社、同年12月1日から52年1月16日までの期間はL社と、申立てに係るJ社とは別の事業所において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できるとともに、当該期間のうち、51年7月から同年11月までの期間及び52年1月から同年12月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 7 申立期間⑦について、M社は、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、平成22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商業登記簿謄本によると、同年5月\*日に解散していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、M社は、当該期間以後の昭和60年5月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和52年1月から53年9月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、同年10月25日以降の期間については、申立に係るM社とは別のN社において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

- 8 申立期間⑧について、O社は、オンライン記録によると、昭和52年4月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商業登記簿謄本によると、59年12月\*日に解散していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和54年1月1日から55年8月11日までの期間については、申立てに係るO社とは別のN社において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できる上、雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間のうち、56年6月24日から57年7月28日までの期間については、申立てに係るO社とは別のP社において雇用保険被保険者であった記録が確認できる。

さらに、O社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和52年4月21日）に被保険者資格を喪失している複数の同僚は、「昭和52年4月頃に社長が夜逃げして、その時の給料が未払のままだったことを覚えている。

恐らく、その時から〇社は営業していなかったと思う。」と証言していることから、当該期間当時、同社は、既に事業を行っていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、〇社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

- 9 申立期間⑨について、申立人は、P社及びQ社に勤務していたと主張しており、このうち、P社については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間のうち、昭和56年6月24日から57年7月28日までの期間について勤務していたことが認められる。

しかし、P社の現在の事業主は、「申立期間⑨当時の資料が残っていないため、申立人の勤務期間や社会保険の取扱いについて詳しいことは分からない。ただ、当時は、社会保険に加入するかしないかは従業員が選択しており、厚生年金保険に加入していない者も多くいたはずだ。」と回答していることから、当該期間当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況がうかがえる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、P社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

一方、Q社は、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、昭和59年2月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、Q社は、平成11年7月\*日に解散していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、Q社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和55年1月1日から同年8月11日までの期間については、申立てに係るP社及びQ社とは別のN社において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できる。

- 10 申立期間⑩について、R社は、「申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる資料等は保管していない。また、当該期間当時の事業主は既に他界しており、詳細は不明である。」と回答している。

また、R社の現在の事業主（当時の事業主の妻）は、「仕事がきついため、当時から、入社してもすぐに辞めてしまう人が多かった。厚生年金保険への加入については、一定の期間をおいた上で行っていたので、入社と同時に社会保険に加入している人はいないはずである。」としており、当該期間当時の同社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得

させる取扱いを励行していなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、R社に係るオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

- 11 申立期間⑪について、当該期間当時のS社の同僚は、「申立人が、当時勤務していたかどうかは覚えていない。ただ、厚生年金保険の加入については、6か月ほどの試用期間があったと思う。」と証言しており、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

また、S社は、「当時の資料等を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料の控除については不明である。また、正社員として採用した場合であっても、入社後3か月間は見習期間であり、その後、社会保険の加入手続を行っていた。」と回答していることから、当該期間当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、平成3年3月1日から同年4月21日までの期間については、申立てに係るS社とは別のT社において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、S社に係るオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

- 12 申立期間⑫について、オンライン記録によると、U事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、U事業所の所在地を管轄する法務局に照会したものの、該当する事業所の法人登記は見当たらない旨回答を得ており、当該期間当時の住宅地図及び電話帳にも同事業所と符合する事業所が見当たらないことから、同事業所の所在、事業主等を特定できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから、同人を特定できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、平成3年3月1日から同年4月21日までの期間については、申立てに係るU事業所とは別のT社において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できる。

- 13 申立期間⑬について、V社は、オンライン記録によると、平成8年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商業登記簿謄本によると、同日に解散していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、当該期間当時のV社の複数の役員（同社の取締役及び監査役）は、「当時は、私たちを含めて3人しか勤務しておらず、申立人は、その中にはいなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、平成6年8月2日から同年9月1日までの期間については、申立てに係るV社と

は別のW社において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、V社に係るオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

- 14 申立期間⑭について、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、平成13年4月5日から14年6月30日までの期間においてX社に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、X社は、平成17年5月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、X社は、「現在は厚生年金保険に加入しているが、申立人が在籍していた当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。したがって、その当時は、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間のうち、平成12年1月14日から同年4月26日までの期間については、申立てに係るX社とは別のY社において勤務していた旨の記録が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから同人を特定できないところ、X社に係るオンライン記録において同姓の者の被保険者記録は確認できない。

- 15 申立期間⑮について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、平成15年2月10日から16年4月10日までの期間においてZ事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、Z事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、Z事業所は、「当事業所は、雇用保険には加入しているが、従業員は多い時でも2から3人だったので、厚生年金保険に加入したことは無い。」と回答している。

さらに、AA市及びAB市の記録によると、申立人は、当該期間において両市の国民健康保険に加入していること（平成14年7月31日から15年11月7日まではAA市、同年11月7日から現在まではAB市。）が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であることから、同人を特定できない。

- 16 このほか、申立人の申立期間①から⑮までの厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑮までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月頃から54年4月1日まで  
申立期間について、A社で営業社員として勤務していたのに、年金記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の複数の同僚は、「当時A社では、最短でも、入社後3か月間は『見習』、その後3か月間は『準社員』として処遇され、この間は厚生年金保険に加入できなかった。その後も、『社員』として処遇されるようになるまでは厚生年金保険に加入することができなかった。」、「当時A社では、事務担当者については入社時から厚生年金保険に加入できたが、営業社員については、数か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」と証言しており、申立期間当時、同社では、営業担当については試用期間を設け、入社後直ちに、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえる。

また、申立期間当時のA社の代表取締役は、「当時の資料が無いため、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月1日から同年10月3日まで  
② 昭和59年5月1日から60年3月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の記録は無いが、勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は、昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態等について確認できない。

また、A社の複数の同僚は、「申立期間①当時、申立人がA社に勤務していたかどうか覚えていない。」旨証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における被保険者資格取得日（昭和58年10月3日）は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できるとともに、当該期間当時に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚も、申立人と同様に、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和59年11月14日とされていることから、申立人は、当該期間のうち、同年11月14日以降の期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかし、適用事業所台帳、オンライン記録及び商業登記簿謄本によると、B社は、昭和60年6月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、平成3年7月\*日に破産終結していることから、当該期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、B社の複数の同僚は、申立人が同社に勤務していたかどうか記憶していない旨証言している。

さらに、B社の複数の同僚は、「入社後しばらくは社会保険に加入できなかった。」、「営業担当はある程度の成績を上げないと正社員になれず、正社員になれないと社会保険に加入できなかった。」と証言していることから、当該期間当時の同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月頃から29年2月1日まで  
昭和27年2月頃からA社で運転手として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、29年2月1日に被保険者資格を取得したとなっている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間のうち、少なくとも昭和27年9月1日以降の期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「当社が保管している厚生年金被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和29年2月1日となっている。また、人事記録台帳に申立人の名前が無いため、申立人の申立期間の勤務実態については分からない。」と回答している。

また、申立人は、「自分は高卒で、A社での身分はずっと傭人だった。」と述べているところ、申立人と同日にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、「当時、高卒者は『傭人』として採用され、入社と同時に厚生年金保険に加入することはできなかった。」と証言している。

さらに、当該複数の同僚のうち、一人が「私は、昭和27年4月頃に入社したが、傭人だったためすぐには厚生年金保険に加入できなかった。入社から2年ほどたった頃に、会社から『社内の制度が変更になり、傭人も厚生年金保険に加入することができるようになった。』旨の説明を受けたことを覚えている。」と具体的に証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月26日から同年8月26日まで  
② 昭和60年5月1日から同年6月1日まで  
③ 昭和61年6月1日から同年7月1日まで  
④ 昭和62年2月1日から同年12月26日まで

申立期間について、厚生年金保険の記録は無いが、勤務していたはずなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

特に、申立期間③については、「昭和61年分給与所得の源泉徴収票」により、昭和61年6月1日にA社に再度就職したことが確認できるので、よく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は、昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態等について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和59年3月25日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、A社の複数の同僚は、申立人が、当該期間当時も同社に勤務していたかどうか覚えていない旨証言している。

申立期間②について、適用事業所台帳、オンライン記録及び商業登記簿謄本によると、B社は、昭和60年6月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、平成3年7月\*日に破産終結していることから、当該期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日は、昭和60年4月30日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、B社の複数の同僚は、当該期間当時、申立人が勤務していたかどうか覚えていない旨証言している。

申立期間③について、申立人から提出された昭和61年分給与所得の源泉徴収票の「中途就・退職」欄に、「就職61年6月1日」と記載されていることから、申立人が同日にA社に入社したことはうかがえる。

しかし、上記源泉徴収票によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）に基づく6か月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるところ、当時のB社の事務担当者が、当月の給与から当月分の厚生年金保険料を控除していたと回答していることを踏まえると、申立人の給与から昭和61年6月分の厚生年金保険料は控除されていないと考えられる。

また、上記事務担当者は、「入社後、社員が年金手帳を会社に提出したときに、社会保険の手続を実施していた。したがって、実際に入社日から1か月程度遅れることもあった。」と回答しているところ、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「自分は、入社後、3か月程度経過してから厚生年金保険に加入したことになる。」と証言している。

さらに、申立人及び複数の同僚は、いずれも雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しており、上記事務担当者の証言とも符合している。

申立期間④について、適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は、昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間のうち、同日以降の期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、当時の事業主とは連絡が取れないことから、当該期間当時のA社における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和62年1月31日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

加えて、A社の複数の同僚は、当該期間当時、申立人が勤務していたかどうか覚えていない旨証言している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月1日から同年4月1日まで  
平成9年9月からA社に勤務し、10年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したはずなのに、年金記録は同年4月1日からとなっている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及びA社からの回答により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「当社が保管している『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』によると、申立人の被保険者資格取得年月日は平成10年4月1日と記載されている。申立人は、その日より前は正社員ではなく、見習扱いだったと思われる。」と回答している。

また、申立人から提出された給料支払明細書のうち、平成10年3月分からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年4月分からは1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社の事業主が、当時、当月の給与から当月分の厚生年金保険料を控除していたと回答していることを踏まえると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないと考えられる。

さらに、申立人と同時期にA社に入社したとする同僚は、「『入社後半年間はパート扱いだが、平成10年4月1日には、申立人と一緒に社会保険に入れる。』と社長から聞いていた。」と証言しているとともに、申立人も、「新店舗のオープンのために新規採用された同僚と一緒に厚生年金保険に加入した。」と述べているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7086

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から13年3月まで  
ねんきん定期便によると、実際の給与額より低い額が標準報酬月額となっているので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間前の平成10年2月から11年10月までは17等級（26万円）とされていたが、同年11月に1等級（9万2,000円）に減額されていることが確認できる。また、A社の複数の同僚の標準報酬月額も、当該期間において申立人と同等級程度まで減額されていることが確認できる。

しかし、申立期間当時の同僚から提出された給料明細（平成12年2月から同年11月までの期間及び13年1月の計11か月分）によると、当該同僚の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該給料明細を所持する期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、その後継事業主も、「当時の資料は既に廃棄し、保管していないので、当時のことは何も分からない。」と回答していることから、申立人の当時の給与額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額に遡及して訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7087

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月21日から同年10月1日まで

私は、A社を平成19年9月20日に退職し、間を空けることなくB社に勤務した。しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年10月1日となっている。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたタイムカードの記録及び同社の事業主の証言により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、平成19年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社の事業主から提出された平成19年10月から21年3月までの給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7088（事案4473の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から19年6月1日まで  
② 昭和24年5月20日から同年10月24日まで

前回の決定に納得できない。申立期間①について、昭和17年4月頃の本社会議の後、「来月から保険料を天引きする。」と上司から聞いた記憶があるので、同年6月から厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）に加入したはずである。新たに現場の上司二人を思い出したので、事情を聴いてほしい。また、申立期間②について、戦没者の遺族には遺族年金が支給されているのに、苦勞して戦地から生還した者に対しては、復員前に厚生年金保険の被保険者資格が打ち切られたことに納得がいかない。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 当時の労働者年金保険は、工場等で働く男性の筋肉労働者のみが適用対象者とされていたところ、申立人は、「A社B支店に勤務し、事務の仕事をしていた。」と主張している上、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票の備考欄には、労働者年金保険の適用対象者の範囲が、事務職員を含む男女労働者に拡大された時に新たに被保険者となったことを示す「㊟」の表示が記されていることから、申立人は当該期間において労働者年金保険の適用対象者ではなかったと考えられること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚で、申立人と同様に事務の仕事に従事していた者は、いずれも申立人と同じ昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) 同社は、「当時の資料は現存せず、不明。」と回答している上、申立人が名前を挙げた上司及び同僚はいずれも連絡先が明らかでないなどの理由により、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「昭和17年4月頃の本社会議の後、『来月から保険料を天引きする。』と上司から聞いた記憶があるので、同年6月から労働者年金保険に加入したはずである。新たに現場の上司二人を思い出したので、事情を聴いてほしい。」などと主張し、再度申し立てている。

しかし、当該上司二人のうち、一人は、姓のみで人物を特定することができず、一人は、既に死亡している上、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和19年6月1日であることが確認できる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、i) C県は、申立人の復員日が昭和24年10月21日と記録されている旨回答しているところ、「厚生年金保険の被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間は、被保険者及び事業主共に保険料を全額免除し、当該期間を被保険者期間として算入する」旨規定されている当時の厚生年金保険法第59条の2の適用期間（19年10月1日から22年5月2日）は既に終了していること、ii) 申立人と同日にA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、「昭和24年11月に復員した後で家族から聞いた話だが、同年春頃、A社B支店の人が家族を訪ねて来て、『出征者のうち、生死不明、音信不通の人を対象に、一斉に会社から籍を抜くことにした。』と言われた。」と証言していること、iii) 同社は、「当時の資料は現存せず、不明。」と回答している上、申立人が名前を挙げた上司及び同僚はいずれも連絡先が明らかでないなどの理由により、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「戦没者の遺族には、遺族年金が支給されているのに、苦労して戦地から生還した者に対しては、復員前に厚生年金保険の被保険者資格が打ち切られたことに納得がいかない。」などと主張し、再度申し立てている。

しかし、申立人から新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人と同日にA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚から提出された同社発行の通知文書によると、「終戦後も支給を続けてきた未復員者に対する軍事手当の支給を、昭和24年4月分限りで打ち切ることとした。」旨の記載が確認できる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7089

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月から10年8月まで  
② 平成11年4月

A社及びB社では支配人をしていた。申立期間①について、標準報酬月額は53万円とされているが、A社で働いていた時の年収は835万円から878万円ぐらいであったので、標準報酬月額は59万円だと思う。また、申立期間②について、標準報酬月額は56万円とされているが、B社はA社のアウトソーシング会社であり、給与形態を引き継いだ形で再雇用されたので、標準報酬月額は59万円だと思う。申立期間①及び②について、標準報酬月額が低いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成9年1月から10年8月までの期間について、申立人から提出された平成9年分の源泉徴収票、A社作成の申立人に係る年収確認書、同社の社会保険事務手を代行していた社会保険労務士事務所から提出された同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び10年9月の同標準報酬改定通知書（以下「源泉徴収票等」という。）により、申立人の9年1月から同年6月までの期間の保険料控除額及び同年7月から10年8月までの期間の給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であったことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、

上記の源泉徴収票等及び申立人から提出された平成10年9月分の給与明細書により、9年1月から同年6月までの期間の給与支給額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を超えないこと、同年7月から10年8月までの期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間①のうち、平成8年9月から同年12月までの期間について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主から照会に対する回答は得られないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録によると、当該期間において、支配人として勤務したとされる申立人の標準報酬月額と比べて、同水準以上の標準報酬月額とされている同僚は確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は56万円とされているところ、雇用保険の記録により、申立人のB社に係る資格取得時の賃金額も56万円であったことが確認できる。

また、B社の社会保険事務手を代行していた社会保険労務士事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の同社に係る資格取得時の標準報酬月額は56万円と記載されていることが確認できる。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当時の事務担当者は、「当時の賃金台帳等は残っていないが、社会保険の届出については、社会保険労務士事務所に依頼して、適正に手続を行っていた。」と証言している。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7090

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月31日から33年11月25日まで

A社には、昭和26年3月23日に入社し、同社B支店において、33年11月25日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、「申立人を知らない。」と証言しており、そのうちの一人で申立期間当時の厚生年金保険の事務担当者は、「申立人の退職手続をした覚えは無い。B支店の厚生年金保険の事務処理は、しっかりやっていたので、申立人だけ記録を落とすことは無い。」と証言している。

また、A社は、「申立人が申立期間に勤務していたか確認できる資料は無く、不明である。」と回答している上、申立期間に同社B支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚で、申立期間よりも前に同社同支店において被保険者資格を取得した複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは知っているが、勤務期間は分からない。」と証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7091

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月8日から49年8月31日まで

A社退職後、申立期間に係る脱退手当金を請求したことは記憶しているが、その後通知が来なかったので受け取りに行ったことがない上、社会保険事務所（当時）に都合3回確認したところ、いずれも「脱退手当金は支給していない。」との回答をもらっている。

脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、事業所名、当該事業所の所在地、被保険者期間のほか、申立人の住所、氏名が記載され押印されていることが確認できるところ、申立人自身が、「A社を退職する時に、会社で脱退手当金の請求手続をしてもらった。脱退手当金裁定請求書に記載された筆跡は自分のものだと思うし、記載されている住所も合っている。印鑑も、自分が、当時持っていたものだと思う。」と述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書は、昭和49年9月2日にB社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同裁定請求書及び同裁定何などの書類に「支払 49.9.10 B社会保険事務所」と押印されていることから、同裁定請求書受付日から8日後の同年9月10日に、指定された金融機関に国庫金が送金されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、「支払通知が来なかったので、脱退手当金は受け取っておらず、その当時、社会保険事務所において脱退手当金が支給されていないことを確認している。」と主張しているが、上述のとおり、一連の事務処理に不自然さがうかがえない上、日本年金機構C事務センターは、「脱退手当金の支給に関して、申立人から照会があったのかどうかについて確認できない。」と回答している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7092

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月9日から42年12月22日まで

退職当時、脱退手当金が支給されることを知らなかったし、夫の仕事も順調で生活に困らなかったため、請求手続きをしたとは考えられず、脱退手当金が支給されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書の住所欄には、当時の申立人の実家の住所地が記載され、昭和43年9月3日に当該住所地を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定何が作成され決裁されているなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月22日から41年8月21日まで

父から、「姉の脱退手当金は受け取ったが、私の脱退手当金は受け取っていないので、老後の年金が楽しみだよ。」と聞かされていたが、60歳前頃、社会保険事務所（当時）に行き確認したところ、私の脱退手当金も支払われていると聞かされた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印があり、申立人が婚姻前に住んでいた当時の住所が記載されているほか、当該裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺には、「41.11.26支払」の押印が確認できる上、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年11月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。